

## 【ベトナム】ベトナム個人情報保護法及び下位規則の施行 -影響評価書再提出要否等の実務的留意点について-

アジア & データ保護ニュースレター

2026年1月15日号

執筆者:

[村田 知信](mailto:to.murata@nishimura.com)  
[to.murata@nishimura.com](mailto:to.murata@nishimura.com)

[グエン・トゥアン・アン](mailto:n.t.anh@nishimura.com)  
[n.t.anh@nishimura.com](mailto:n.t.anh@nishimura.com)

### 訂正（2026年1月16日）

以下の箇所を訂正いたしました。

<訂正箇所>

- ・ P. 6-7

誤：なお、PDPDでは単なる銀行口座情報がセンシティブ個人データに分類されてしまっていたため、従業員に給与支払いをする事業者が全てセンシティブ個人データを処理していることになってしまうという問題がありましたが、本政令上、単なる送金のための銀行口座情報については、センシティブ個人データに含まれないと解することが可能です。

正：全削除

## 目次

- I はじめに
- II PDPL 及び本政令の施行がベトナムのデータ保護実務に与える影響
- III 重要論点の解説
- IV 必要となる対応

## I はじめに

ベトナムでは、現行の個人情報保護に関する政令（以下「PDPD」といいます。）を改正しつつ、より上位の法規範である法律に格上げした個人情報保護法（以下「PDPL」といいます。）が2025年6月に成立し、2026年1月1日から施行されました。併せてPDPLの下位規則である政令356号/2025/ND-CP（以下「本政令」といいます。）が2025年12月31日に成立し、これに伴いPDPDは失効しました。本政令は、PDPLを遵守するための具体的な指針を数多く含み、様々な書式も添付されているため、実務的に非常に重要だと思われます。PDPLの概要及びPDPDとの違いについては、2025年7月に発行した[【ベトナム】ベトナムデータ保護法制の最新状況① | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ](#)（以下「**2025年7月NL**」）にてご説明したところですが、本ニュースレターでは、PDPL及び本政令の施行を受けて、PDPLにおける重要論点や必要となる対応について改めて解説します。

## II PDPL 及び本政令の施行がベトナムのデータ保護実務に与える影響

2025年7月NLでもご紹介したとおり、PDPL 及び本政令は、PDPD に規定されていた非現実的・不合理な規制を幾分か改善しつついくつかの新しい規制を導入するものです。例えば、PDPD ではデータ処理・移転影響評価を実施して A05（ベトナム公安省の管轄部署）に必要書類を提出する義務は全ての事業者が負うものでした。これに対して、PDPL では、データ処理影響評価について一定の小規模・零細事業者を対象とした免除・猶予の制度が導入され、データ移転影響評価についても不要となる場合が列挙されています。また、本政令に添付された様々な法定書式についても、PDPD 時代の書式をベースにしつつ、無駄に複雑な記載事項が簡略化され記載事項の趣旨が明確化されるとともに、重要な点についてはより詳細な記載が明確に求められています。

これまでベトナムでは、PDPD によって文言上は厳しい規制が課されているものの、非現実的・不合理な規制が多く、具体的な罰則条項が存在しないため、違反しても罰則リスクが低い状態が続いてきました。PDPL 及び本政令は PDPD の規制を文言上は若干緩めるものとも言い得ますが、これは A05 が個人情報保護規制を軽視しているということでは全くありません。むしろ反対に、規制の内容を合理化することで、「非現実的・不合理な規制だから遵守できなくて仕方ない」という言い訳を許さず、遵守しない事業者については実際に罰則を科す姿勢に移っていく契機だとも言えます。ベトナムでは、法律が施行されても下位規則の制定が遅れることは珍しくないところ、今回は PDPL の施行日にきっちり合わせて本政令が制定されており、これもベトナム当局の真剣な姿勢を示しているように思われます。

したがって、日系企業としては、PDPL 及び本政令を正確に理解した上で、PDPD 時代のコンプライアンス措置を見直し改善していく必要があると思われまます。

## III 重要論点の解説

2025年7月NLではPDPL とPDPD の重要な相違点をご紹介しましたが、以下では、PDPL 及び本政令を踏まえて、今後のベトナムにおける個人情報保護規制のフレームワークや実務上重要となるであろう点について改めて解説をします。

### 1. データ処理・移転影響評価の実施及び必要書類の A05 への提出

PDPL では、①個人データ（従業員の個人データを含みます。）を収集する事業者はデータ処理影響評価を実施し処理から 60 日以内に必要書類を A05 に提出する義務を負い、②個人データを国外移転する事業者はデータ移転影響評価を実施し移転から 60 日以内に必要書類を A05 に提出する義務を負います。以下影響評価制度に関して実務的に重要な論点をいくつか解説します。

#### 【免除及び猶予制度】

PDPL では、データ処理影響評価実施義務及びデータ保護責任部署・責任者選任義務について、小規模なビジネスを対象にした免除及び猶予の規定が設けられています。すなわち、「零細企業」は当該義務から完

全に免除され、「小規模企業」及び「スタートアップ企業」は当該義務の遵守について 5 年間猶予を受けることが可能です。その詳細や日系企業への適用可能性については 2025 年 7 月 NL にて詳述していますので、詳細は当該ニュースレターをご参照下さい。なお、本政令では、当該免除・猶予制度に関連して、10 万人以上のデータ主体の個人データを処理する事業者、一定の種類センシティブな個人データを直接処理する事業者及び個人データ処理サービスを提供する事業者は、如何に小規模であっても、当該制度の対象とはならない旨が規定されています。

### 【法定書式の改訂】

PDPD に基づく影響評価については、公安省が公表している法定書式に従うことが義務付けられるにも拘わらず当該書式の出来が悪く、記載事項や添付書類が詳細すぎかつ分かりにくいという問題があり、法定書式の改善が求められていました。**本政令には、当該法定書式の改訂版が添付されています。**当該法定書式は PDPD 時代の書式を基本的には踏襲しつつも、一定の改善はされており、無駄に複雑な記載事項が簡略化され記載事項の趣旨が明確化されている箇所もあります。もっとも、**詳細な記載事項や多くの添付書類が求められる点は変わっておらず、重要な点については PDPD 時代の書式より詳細な記載が求められ、新たに添付書類が必要とされている事項もあります。そのため、影響評価作業が事業者の負担となることは PDPD 時代とあまり変わらないように思われます。**ただ、PDPD 時代よりも実施すべき事項や記載すべき内容が明確化されているため、「書式を見てもそもそも何を実施・記載すればよいか分からない」という問題は幾ばくか改善されていると言えます。

### 【定期更新制度上改訂された法定書式での提出が必要か】

まずベトナムの影響評価制度について理解しておくべき点は、当該制度は、ベトナム当局から許認可を受けるためのものではなく、事業者に自らの個人データ処理を継続的かつ正確に把握、整理、リスク評価し改善措置を実施させるための制度であるという点です。A05 への提出が求められているのは、A05 がその内容を精査したいというより、A05 への提出を求めることで、事業者を実施を強制することが狙いだと思われまます。そのため、この制度は、通常の許認可のように、「一度提出して許認可を得たらそれで終わり」という制度ではありません。PDPL 及び本政令では、A05 に提出した影響評価書に変更があった場合、当該提出から 6 か月毎に当該変更点をまとめて影響評価に反映させ、A05 に更新の届出をする必要があります。ただし、事業者の倒産や解散、新たな個人データ処理を伴う新たなサービスの開始等は 10 日以内の更新が必要とされています。

**この定期更新制度との関係で実務上問題となるのが、PDPD 時代に影響評価書を A05 に提出済みの事業者は、改訂された法定書式を用いて影響評価を再実施し A05 に再提出する必要があるのか、及び、必要があるとしたらいつまでに当該対応が必要なのか、**という点です。

この点、まず、PDPL では、PDPD に基づき A05 に提出した影響評価書は PDPL 施行後も有効であり再提出は不要であることが明記されています。その反面、PDPL は、PDPD に基づき影響評価書を提出済みの事業者が PDPL 施行日以降に当該評価書を更新する場合には、PDPL の規定に従って実施しなければならないと定めています。これらの規定からすると、**PDPD 時代に影響評価書を提出した事業者についても、その内容に変更がある場合、PDPL 施行後は変更を反映させた影響評価書を再提出する必要がある、その際は本政令に**

添付された法定書式を用いる必要があると考えられます。そして、明確な指針等は存在しない論点ですが、一つの解釈として、その時期は、新たな個人データ処理を伴う新たなサービスの開始等の重要な変更がない限り、2026年6月末が期限になると解することも可能です。影響評価書の記載事項は多岐に渡るため、記載事項に変更がある事業者は多いと思われ、多くの事業者が、少なくともこのタイミングでは改訂された法定書式での提出が必要になる可能性が高いと言えます。

なお、PDPDに基づく影響評価制度は運用に大きな問題を抱えていました。影響評価書を提出した事業者は、A05に何らかの反応を期待するのですが、A05は、修正指示や足りない書面の追加提出指示はするものの、修正指示をしない事業者については何の連絡もせず放置している事例が多数見られます。そのため、多くの事業者が、自らが提出したPDPDに基づく影響評価書の正式なステータスが分からないという状態に置かれています。このようなA05が何の反応もしていないPDPDに基づく影響評価書のステータスを、未だA05への提出義務を果たせていない状態だと考えれば、2026年6月末まで待たずにPDPLに基づく影響評価書の提出が必要という解釈も不可能ではありません。もっとも、当該解釈は流石に不合理なように思われますし、仮にA05が当該見解をとっていたとしても2026年6月末までに提出義務を完了すれば罰則リスクが生じる可能性は低いいため、上記のような状況に置かれている事業者としては、PDPDに基づく影響評価書の提出は完了していると考えて、2026年6月末をターゲットとしてPDPLに基づく影響評価書の提出準備を始める方針が現実的だと思われます。ただ、いずれにしても、改訂された法定書式に基づく影響評価作業は一定の準備時間を要すると思われるため、2026年6月末までの提出を目指す場合でも、準備作業は既に始めた方が良くと思われ

## 2. ベトナム国内外の第三者への移転に対する規制

### 【ベトナム国内の第三者への移転に適用される規制】

PDPLは、個人データを第三者に移転する場合には、以下のいずれかの要件を満たす必要があると規定しています。

- ① データ主体の同意を得た場合
- ② 特定の目的のための組織の部門内での個人データの移転
- ③ 合併、会社分割等の組織再編に伴う移転
- ④ 管理者から処理者等への移転
- ⑤ 当局からの要請に応じた移転
- ⑥ 処理に同意が不要となる例外事由（正当な権利又は利益の適切な保護の要件等）に該当する場合の移転

そして、本政令は、個人データの移転については、原則として移転先との間で契約締結が必要である旨を規定し、当該契約に規定すべき事項を列挙しています。特に、PDPDではデータ主体の同意があっても個人データの売買は禁止されるという解釈が有力でしたが、PDPLではデータ主体の同意があれば売買も可能であることが明確にされる一方、売買の場合には様々な法定事項を契約に規定する必要があるため、留意が必要です。

## 【ベトナム国外の第三者への移転に適用される規制】

上記1で述べたとおり、PDPL上、事業者が個人データを域外移転する場合には、移転から60日以内に法定書式でデータ移転影響評価を実施した上で必要書類をA05に提出する必要があります。その際の添付書類の1つとして、上記で述べた移転先との契約の提出が必要ですが、本政令には当該契約の書式等は規定されていません。そのため、GDPRのSCCのような特定の書式の利用が求められるのではなく、必要事項を規定した契約書を当事者が作成して利用することが想定されていると言えます。

なお、データ移転影響評価にはデータ処理影響評価の免除・猶予規定は適用されないため、日本企業のベトナム拠点がベトナム人従業員の個人データを1件でも日本の親会社と共有する場合は、理屈としてはデータ移転影響評価の実施・必要書類のA05への提出が必要となります。ただし、PDPLには、外国にサーバーが所在するクラウドサービスに従業員の個人データを保存する場合やデータ主体本人が自ら個人データを域外移転する場合は上記義務の対象にならない旨が明記されている他、本政令は、上記義務の対象とならない場合に、メディア活動の過程や輸送、物流、送金、ホテル予約、ビザ申請、奨学金申請等に関連する契約の締結のために外国の第三者に個人データを移転する場合等を追加しています。

### 3. 域外適用

PDPLには、PDPLはベトナム国民又はベトナムに居住し、身分証明書を付与されたベトナム出身者の個人データの処理に直接関与し又は関連する外国の事業者や個人に域外適用されると規定されています。本政令には当該条文以上に詳細な指針は示されていません。そのため、当該条文によれば、理屈としては、例えば、ベトナムに拠点を持たずベトナムで全くビジネスをしていない日本企業であっても日本でベトナム人出張者と名刺交換をするだけでPDPLが域外適用されてしまう可能性があります。このような広範な域外適用に完璧に対応するのは実際上困難であるため、実務的にはリスク判断でPDPLへの対応要否を決定せざるを得ないと思われます。

### 4. 処理のための要件（同意の要否）

PDPLは、個人データを処理する場合には原則データ主体の同意が必要だと規定しつつ、データ主体との契約履行のために必要な場合や法令遵守のために必要な場合等は、同意なくデータ処理が可能だと規定しています。同意の要否を検討するにあたって、今後実務的に重要となりそうな規定は、「正当な権利又は利益の適切な保護のための処理」です。当該規定によれば、事業者は、データ主体又はその他の者の正当な権利又は利益を侵害から適切な方法で保護するために必要な場合、データ主体の同意なく個人データを処理できます。そのため、例えば内部通報制度運用のために必須のデータ処理やセキュリティ目的のログ処理等のデータ処理の場合は、当該規定に依拠してデータ主体の同意なく個人データを処理可能だと解し得ます。ただ、当該規定は、「侵害からの保護」を要件としている点で、GDPRにおける「正当な利益」の適法性根拠よりはスコープが狭いように読めます。そのため、取引先従業員のビジネスコンタクト情報を業務目的で処理する場合等の何らかの「侵害からの保護」を觀念しにくい場合については、当該規定に依拠できない可能性があります。本政令において、上記の正当な権利又は利益の適切な保護のための処理がどのような場合に認められるかの指針は規定されていないため、今後の実務運用によって解釈が固まってくるものと思われます。

また、PDPL 及び本政令は、①データ主体の同意を取得する場合の取得方法について任意性を重視した厳しい規制を定めるとともに（例えば様々な目的をまとめて包括的に同意を取得すること、同意を無関係の事項の条件にすること、同意チェックボックスにデフォルトでチェックを入れておくこと、沈黙を同意とみなすこと等は禁止されます）、②同意を取得しない場合にはデータ主体の権利利益を保護するための措置を実施することを事業者に求めています。具体的には、同意を取得しない事業者は、個人データ処理に関する社内規程を整備して個人データ保護措置を実施し、適用される法令や潜在的なリスクを定期的に評価し、関係者からのフィードバックを受けて改善できるような監視メカニズムを整備することが求められています。

したがって、データ処理毎にデータ主体の同意を取得せず個人データを処理可能か否かを慎重に検討した上で、同意を取得する場合は任意性が認められる有効な同意を取得し、しない場合はその代替となる措置を実施する必要があります。

## 5. データブリーチ報告義務

PDPL は、管理者がデータブリーチ等の PDPL 違反を発見し、当該違反が国防、安全保障又は社会的安全と秩序を害する可能性のある場合又はデータ主体の生命、健康、名誉、尊厳又は財産を侵害する可能性のある場合、当該データブリーチを A05 に報告する必要がある旨規定しています。また、処理者については、A05 ではなく管理者に速やかに報告する義務を負います。本政令は、具体的にどのような場合が上記の可能性のある場合に該当するののかに関する指針は規定していませんが、報告が必要な事項や A05 に報告する際に利用する必要がある書式を定めています。

加えて、本政令は、PDPD 時代には存在しなかったデータ主体への通知義務等を規定しているため、留意が必要です。具体的には、位置データ、生体認証データ等に係るデータブリーチの場合、A05 に加えて、データ主体への通知も必要とされ（下記 9 で述べるとおり金融分野のセンシティブ個人データのデータブリーチの場合もデータ主体への通知が必要となります）、データブリーチ等の違反の記録を作成し 5 年間保存する義務も負うこととなります。

## 6. データ保護責任部署・責任者の選任義務

PDPL では、個人データを処理する事業者にはデータ保護責任部署・責任者の選任が義務付けられるところ、本政令は、当該部署及び責任者に関する資格や機能について具体的に規定しています。例えば、当該責任者は、①大学卒業以上の学位を有し、②法律、情報技術、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、リスク管理、コンプライアンス管理、人事管理又は人事組織のいずれかの分野に関連した業務経験（卒業後）を 2 年以上有し、かつ、③個人データ保護に関連する法的知識・スキルに関するトレーニング・専門能力開発を受けている必要があります。このように、本政令は、PDPD には規定されていなかった責任者や責任部署に関する要件を新たに定めているため、PDPD 時代に選任された責任者や責任部署がこれらの要件を満たすか否かの確認が必要となります。

なお、PDPL では、仮に上記要件を満たす責任者・責任部署を選任できない場合でも、外部のデータ保護サービスプロバイダーを起用することで代用することができます。また、上記 1 で述べたデータ処理影響評価に適用される免除・猶予規定と同様の免除・猶予規定が当該選任義務にも適用されます。そのため、資格

要件を満たす責任者・責任部署を選任するのが難しい事業者については、まずこれらの規定への依拠可能性を検討することが考えられます。

## 7. センシティブ個人データに適用される規制

PDPL は、個人データを「基礎個人データ」及び「センシティブ個人データ」に分け、それぞれについて適用される義務を変化させています。本政令は、センシティブ個人データの具体例を列挙していますが、GDPR や日本の個人情報保護法上もセンシティブデータとされる**人種情報、信教情報、医療情報等に加えて、私生活の情報、位置情報、金融情報、ID 及び PW のような認証情報、身分証明書の情報、オンライン活動のモニタリング情報等も含む形で広く定義されている**のが特徴です。

PDPL では、基礎個人データを処理する場合とセンシティブ個人データを処理する場合とで必要な要件は基本的に変わりませんが、センシティブ個人データを処理する場合はいくつかの規制が追加で適用されるため、留意が必要です。例えば、データ主体から同意を取得する際にセンシティブ個人データを処理する旨をデータ主体に通知する必要があり、転送中の暗号化・匿名化等のより厳重な安全管理措置が求められる他、センシティブ個人データを直接処理する事業者はデータ処理影響評価実施義務やデータ保護責任部署・責任者選任義務の免除・猶予規定の対象外とされています。

## 8. データ主体の権利

PDPL は、データ主体に対して、アクセス権、訂正権、削除権、処理制限権、異議申立権、同意撤回権等の様々な権利を認めています。PDPD ではこれらの権利行使への対応期限として 72 時間という非常に短い期限が規定されていましたが、本政令は、権利の内容に応じてより長い期限を設定しています。例えば、アクセス権や訂正権であれば、まず 2 営業日以内に応答してデータ主体に手続きを案内し、当該手続きにそって申請があった場合は 10 日以内に権利行使への対応をする必要があると定められています。

## 9. 特定の事業分野、サービス、データのみに適用される規制

PDPL では、特定の分野やサービス（ビッグデータ、人工知能、クラウド・コンピューティング、採用・従業員監視、銀行・金融、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、OTT サービス、ターゲティング広告、CCTV 等）及び特殊なデータ・カテゴリー（健康、保険、位置情報、生体情報等）における個人データ処理に関して、具体的な義務が規定されています。

本政令では、上記規定を受けて、実施すべき措置についてより具体的な内容が定められているので、留意が必要です。例えば、金融機関等に適用される毎年のコンプライアンス評価義務や個人データ処理活動のログを記録する義務、金融分野のセンシティブ個人データが漏洩した場合におけるデータ主体への通知義務、ビッグデータ処理の際には機密レベルに応じて、少なくとも多要素認証やモニタリングツールでの監視を実施する義務、AI で個人データを自動処理する場合はアルゴリズムの概要やそれがデータ主体の権利利益に与える影響をデータ主体に通知しオプトアウトのオプションを提供する義務、クラウドサービスを提供する事業者との間の契約に規定すべき事項やクラウド上の個人データは、保存時及び送信時に暗号化される必要が

ある旨等が規定されています。

## 10. 個人データ処理サービス提供のために必要となるライセンス

PDPL は「個人データ処理サービス」を提供する事業者は公安省からライセンスを受ける必要がある旨定めており、本政令では「個人データ処理サービス」の内容が具体的に規定されています。当該規定では、個人データをオンラインで収集及び処理する医療サービスや監視要素を備えた教育サービス等に関連するウェブサイトやアプリケーションが対象に含まれる等広く定義がされているため、留意が必要です。

## 11. 罰 則

PDPD は違反に対する罰則の内容を具体的に定めておらず、罰則は別途の政令で定められることが想定されてきました。ところが当該政令を定める罰則が長らく制定されなかったため、PDPD に違反しても実際の罰則リスクは低い状態が続いてきました。これに対して、PDPL は、法令条文に違反に対して科すことができる行政上の罰金（制裁金ないし課徴金のような行政当局が科すことができる罰金）の内容を具体的に明記しています。そのため、PDPL が施行された後は実際の罰則リスクが発生することになります。具体的には法人に対する罰金の最高額は以下とされています。**特に越境移転規制については、個人データを海外に移転する全ての事業者に移転影響評価書の A05 への提出が原則義務付けられ、当該義務に違反した場合、理屈としては以下②のリスクが発生する**ことは留意すべきです。

- ① 個人データの違法な売買：違反により違法に得た売上の 10 倍又は 30 億ドン（約 1,700 万円）のいずれか高い方
- ② **越境移転規制への違反：違反者の直前年の売上の 5%又は 30 億ドンのいずれか高い方**
- ③ その他の違反：30 億ドン

## IV 必要となる対応

PDPL は、PDPD との連続性を意識されて立法されており、PDPD において実施されていた措置が無駄にならないよう配慮されています。そのため、PDPL を遵守するための措置として何をどこまで実施する必要があるかについては、PDPD 時代にどれだけの措置を実施してきたかによって異なります。例えば、PDPD 時代に PDPD を遵守するための措置を一通り実施している事業者については、典型的には下記の対応が必要になると考えられます。

- ① PDPD 時代に A05 に対して提出済みのデータ処理・移転影響評価書に変更がある場合、改訂された法定書式を用いてデータ処理・移転影響評価書の改訂版を作成し A05 に提出する。
- ② 社内規程を改訂しデータ保護責任部署・責任者を含めた社内管理体制を見直す。
- ③ プライバシーポリシーの改訂要否を検討する。
- ④ データ主体からの同意取得方針を見直す。
- ⑤ 個人データを共有している管理者及び処理者との契約の修正要否を検討する。
- ⑥ 特定の事業分野、サービス、データのみ適用される規制や個人データ処理サービスに関する規制が適

用される場合当該規制に対応する。

上記Ⅱで述べたとおり、今後はベトナムでも PDPL 違反が発生した際に実際に罰則を科されるリスクが徐々に上がってくるように思われるため、PDPL 及び本政令の内容を正確に理解し、上記のような措置を確実に実施していくことが重要だと思われます。PDPL 及び本政令の内容や実施すべき措置等についてご質問、ご不明点等あれば当事務所までいつでもご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)